

注意事項

- ・ 本件の入札参加に必要な添付書類は、下記のとおりです。なお、東部地域、西部地域の両方に参加を希望する者は、それぞれ資料を提出すること。
 - ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ② 委任状の写し
- ・ 特定建設工事共同企業体については、構成員が5者以上であって、特定建設工事共同企業体を結成したすべての構成員が15%以上の出資比率であり、かつ、入札参加者に必要な資格・条件のすべてを満たすこと。
なお、代表者は構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
- ・ 本件は単価契約です。予定価格は各工種の合計金額です。契約単価は、落札金額に設計単価集計表の各工種の比率を乗じた金額とします。
- ・ 本件は単価契約のため、内訳書の提出は不要です。
- ・ 「漏水等修繕工事（東部地域）」及び「漏水等修繕工事（西部地域）」については、全ての案件に参加表明をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

工事入札参加者の皆様

工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「ランダム係数を用いた最低制限価格制度」を適用します。

工事種別	予定価格	工事種別	予定価格
一般土木	概ね1億円未満	管	概ね1億円未満
建 築	概ね1億円未満	舗 装	6千万円未満
電気工事	概ね1億円未満	塗 装	6千万円未満
水道施設	概ね1億円未満	造 園	6千万円未満

（上記以外のその他専門工事では、6千万円未満に適用します。）

（1）「最低基準価格」の算出（求め方）

最低基準価格は下記の算式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格（税抜き）の75%を下回る場合は75%、92%を上回る場合は92%の額とし、1,000円未満を切り捨てた額とします。

$\text{最低基準価格（1,000円未満切り捨て）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

（2）「最低制限価格」の算出（求め方）

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とします。ただし、算出された額が予定価格の92%を上回る場合は92%の額とします。

(3) 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

2) 配置予定（主任・監理）技術者について

建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければなりません。

なお、開札日が同日の工事を複数落札したにもかかわらず、技術者や現場代理人をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

3) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

4) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一方が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

5) 社会保険等の加入について

本件は全ての下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

6) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

7) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、
本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。